

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 96

〔共通〕 問1 以下に掲げる建築物のうち、建築基準法上、耐火建築物としなければならないもの(特定避難時間倒壊等防止建築物とすることはできないもの)を1つ選べ。

- (1) 3階以上の階を劇場の用途に供するもの
- (2) 病院の用途に供するもので、その用途に供する部分(2階の部分に限り、かつ、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300㎡以上のもの
- (3) 百貨店の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの
- (4) 倉庫の用途に供するもので、その用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの

〔消防用設備等〕 問1 次の消防用設備等の工事のうち、消防法令上、甲種消防設備士がその工事に着手しようとする日の10日前までに、必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならないものを1つ選べ。

- (1) 屋内消火栓設備の水源の設置に係る工事
- (2) 水噴霧消火設備の配管の設置に係る工事
- (3) ガス漏れ火災警報設備のガス漏れ検知器の設置に係る工事
- (4) 消防機関へ通報する火災報知設備の電源の設置に係る工事

〔消防用設備等〕 問2 固定式の泡消火設備の泡ヘッドに関する次の記述のうち、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防法施行令別表第1(13)項口に掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものにあつてはフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを設けること
- (2) 道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分にあつてはフォームヘッド又はフォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを設けること
- (3) フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドは、防火対象物又はその部分の天井又は小屋裏に床面積8㎡につき1個以上のヘッドを防護対象物のすべての表面が当該ヘッドの有効防護空間内に包含できるように設けること。
- (4) フォームヘッドは、防火対象物又はその部分の天井又は小屋裏に床面積9㎡につき1個以上のヘッドを防護対象物のすべての表面が当該ヘッドの有効防護空間内に包含できるように

に設けること。

〔防火査察〕 問1 消防法第4条の2に基づく消防団員の立入検査に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防団員の立入検査の要件は、消防長又は消防署長が火災予防のため特に必要があると認めるときである。
- (2) 消防団員の立入検査の要件である「火災予防のため特に必要があると認めるとき」とは、火災危険が切迫するなど特別な場合にだけ消防団員に立入検査が認められているという意味である。
- (3) 消防長又は消防署長が消防団員に立入検査をさせる場合には、当該立入検査の対象となる防火対象物及び期日又は期間を指定することが必要である。
- (4) 消防法4条の2に基づく消防団員の立入検査については、立入検査が拒まれ又は妨げられた場合にも、その行為者を罰する規定はない。

〔防火査察〕 問2 消防法(以下「法」という。)の違反処理等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条の3第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防活動に支障になると認める」とは、消火、避難その他の消防活動に支障になる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られず、防火対象物の関係者の消火や避難の活動も含むものである。
- (2) 法第5条の3第2項中の「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所を知ることができる場合に限られるものである。
- (3) 法第4条第2項中の「関係のある者」とは、関係者又はその代理人、使用人その他の従業員等である。
- (4) 法第4条第3項中の「みだりに」とは、正当な理由なくしてという意味で、直接検査等に関係のない質問や行為を繰り返し行う場合等が該当する。

〔危険物〕 問1 次のうち、危険物取扱者免状の書換えを要する事項に該当しないものはどれか。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 本籍地の属する都道府県
- (3) 住所
- (4) 過去10年以内に撮影した写真

〔行政手続〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。
 (2) 行政作用法であるため、誤り。
 (3) 行政救済法であるため、誤り。
 (4) 消組法は、行政組織法であるため、誤り。
 (5) 該当するため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (5)

解説 決心の内容は具体的であること。

問2 答 (1)

解説 内部防火区画にシャッターを使用しているも、収容物が接近している場合には、ふく射熱による延焼拡大の危険がある。

問3 答 (2)

解説 指揮本部は、現場全体を把握しやすい地上で、指揮活動に便利な場所に設置する。

〔救急〕

問1 答 (3)

解説 救急用航空機の場合、救急隊員は救急用航空機1機につき2人である。

問2 答 (2)

解説 患者等搬送事業者指導基準参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (4)

解説 (1)~(3)の建築物は、従来は建築基準法第27条により耐火建築物としなければならなかったが、平成27年6月1日以降、同条が「…特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受

けたものに限る。）を設けなければならない。」と改正されたため、条文上は、必ずしも耐火建築物とする必要はなく「特定避難時間倒壊等防止建築物（建基令第109条の2の2）」とすればよいこととなった。ただし、(1)~(3)に掲げる建築物についてはまだ「特定避難時間（建基令第110条）」が定められていないため、今のところ、耐火建築物の基準に適合することが要件となっている（同条第2号）。

(4) 一定の倉庫や自動車車庫等は、在館者の避難危険とは別の危険性を有する建築物であるため、建築基準法第27条第2項により、従来どおり耐火建築物としなければならない。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 甲種消防設備士が消防長等に工事整備対象設備等着工届出書を届け出ることとされる工事（消防法第17条の14）は、甲種消防設備士の業務独占の対象となる工事（消防法第17条の5）と同じ。消防法施行令第36条の2第1項柱書き中のかっこ書きに注意（水道の配管に関する工事や電気工事については、他法令で規制されているため、消防設備士の業務独占の対象となっていない。）。

- (1) × 消防法施行令第36条の2第1項第1号参照。屋内消火栓設備の水源はかっこ書き対象工事である。
 (2) × 消防法施行令第36条の2第1項第3号参照。水噴霧消火設備の配管はかっこ書き対象工事である。
 (3) ○ 消防法施行令第36条の2第1項第9号の2参照。ガス漏れ火災警報設備のガス漏れ検知器はかっこ書き対象工事ではない。
 (4) × 消防法施行令第36条の2第1項第10号参照。消防機関へ通報する火災報知設備の電源はかっこ書き対象工事である。

問2 答 (2)

解説 (1) ○ 消防法施行規則第18条第1項第2号参照。
 (2) × 消防法施行規則第18条第1項第2号参照。フォームヘッドのみ設置できる。
 (3) ○ 消防法施行規則第18条第1項第2号イ参照。
 (4) ○ 消防法施行規則第18条第1項第2号ロ参照。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法第4条の2第1項により適当。
 (2) 「火災予防のため「特に」必要があると認めるとき」とは、消防法4条の消防職員による立入検査との関係において補完的なものであること